

保育園における「医療的ケア児の育児教室」開催 ～医療的ケア児支援のコーディネート～

所沢市こども未来部 保育幼稚園課
長池 育美

1 概要

在宅の医療的ケア児が増える中、本市では令和2年度から公立保育園（A保育園）で医療的ケア児の受け入れを開始した。令和4年度からは「地域支援」として医療的ケア児の受け入れを行っている市内の児童発達支援事業所と交流事業を実施している。令和5年度からは「家族支援」として医療的ケア児と保護者を対象とした「医療的ケア児の育児教室」を開始した。

医療的ケア児は病院を退院してくる際、必要な在宅サービスを入院中に調整し退院時カンファレンスを経て地域に戻ってくることが多い。しかし、退院後の生活の中で不安や疑問、悩みを抱えたときに、「誰に、どこに相談したらよいか、わからない」「同じような状況の家族同士で話したい」といった声が聞かれている。一方、所沢市の公立保育園では以前から0歳児（概ね4～6ヵ月児）と保護者を対象に育児の不安解消・仲間づくりを目的に「育児教室」を開催している。医療的ケア児はこの時期は入院中であつたり、病状が不安定で外出できなかつたりと、この育児教室には参加できていないことが予測された。そこで、医療的ケア児の受け入れを行っているA保育園と地域の関係機関と連携し、医療的ケア児と保護者を対象とした育児教室を企画・開催した。医療的ケア児と家族や関係機関が集い、保護者同士の交流や情報交換ができる場、相談機関を知る場、保護者が医療的ケア児の育児に必要な知識を学ぶ機会を創ることができた。この活動を振り返り、報告する。

2 実施内容

(1) ねらい

- ① 「学び」と「交流の場」をつくる。
- ② 就学を見据えた支援を行う。
- ③ 年3回開催を目標とし、継続的・持続可能な事業とする。

(2) 対象者

未就学の医療的ケア児と家族

(3) 内容

医療的ケア児の育児（生活）に役立つ講話、歌・手遊び、親子でできる体操、保護者同士の交流

(4) 会場

医療的ケア児の受け入れを行っているA保育園

3 結果・取組の成果

(1) 対象者の把握・周知

市の障害児福祉担当・母子保健担当、医療的ケア児の支援を行っている訪問リハビリテーション事業所・児童発達支援事業所に事業内容を周知し、案内チラシを配布し参加者を募る。

(2) 実施結果

表 1

	1回目（令和5年6月）	2回目（令和5年11月）
周知数	17 家族	20 家族
申込数	10 家族	16 家族
参加者 (児・家族)	8 家族 23 名 医療的ケア児：8 名 家族：15 名 (父 4 名、母 8 名、きょうだい児 3 名)	12 家族 32 名 医療的ケア児：12 名 家族：20 名 (父 4 名、母 11 名、きょうだい児 5 名)
参加職員	18 名 訪問看護ステーション(1)、訪問リハビリテーション(2)、児童発達支援事業所(6)、相談支援事業所(2)、保育園(3)、市役所(4)	21 名 訪問看護ステーション(1)、訪問リハビリテーション(4)、児童発達支援事業所(4)、小児科医(1)、保健所(2)、保育園(3)、市役所(6)
内 容	①歌・手遊び・体操、パネルシアター ②訪問看護ステーション 看護師の講話「夏の過ごし方」 ③保護者同士の交流	①歌・手遊び・体操、絵本の読み聞かせ ②訪問リハビリテーション 理学療法士の講話「おうちりハビリ」 ③保護者同士の交流

※運営は主に保育幼稚園課、訪問リハビリテーション事業所、児童発達支援事業所で行った。

土曜日の開催ということもあり、両親での申し込み・参加の家族が複数あった。保護者からは、「医療的ケア児を育てている保護者同士が直接会い、話ができよかった」「情報を得る機会となりよかった」という感想が複数あった。育児教室を継続して開催することで、保護者同士も顔見知りとなり日常での交流も生まれている。参加スタッフからは他機関・他職種の関わり方や講話を聞くこと、保護者の声を聴くことにより学ぶことが多く日々の支援に生かせるため継続して参加したい、という意見があり参加者・支援者相互の交流・学びの場となっている。

4 評価・効果的な事業展開にむけて

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児とその家族に対する支援は国や地方公共団体の責務となった。保育園での受け入れ体制整備とともに、医療的ケア児とその保護者を支えるため、行政の中の保育園を軸に「何ができるか」という視点で考えてきた。地域との連携（地域支援）と家族の支援は継続して行っていきたい。次回開催の育児教室では、来年度小学校に就学する医療的ケア児の母から体験談などを聴く会とし、他の保護者が就学に向けて見通しを持てるように支援していきたい。医療的ケア児とその保護者が孤立せず、将来の見通しを持って地域とつながって生活していけるよう継続した事業を運営し、所沢市の医療的ケア児と家族のための社会資源としていきたい。

長期療養児教室を通して見える地域課題とニーズ、保健所の役割

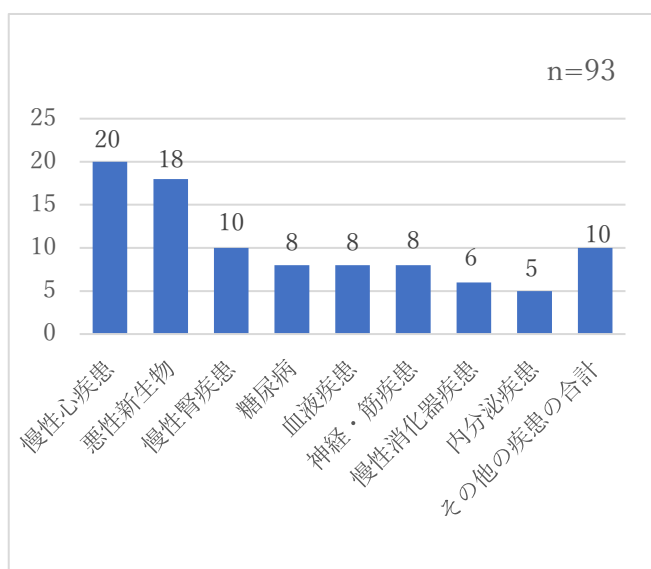
埼玉県本庄保健所

○鶴谷真唯子 信太咲季 坂庭美紀代 中里京子 今泉哲雄 遠藤浩正

1 はじめに

近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、保健所においても昨年度まで各種事業や相談業務を相次いで中止せざるを得ない状況となった。長期療養児教室も例外ではなく、当所では令和2年度から中止となっていた。また、個別支援での訪問も中止していたことにより、小児慢性特定疾病患者家族と保健所の関係が希薄になっている現状であった。そこで、長期療養児教室の事業再開にあたり、改めて小児慢性特定疾病児の療養状況およびニーズを把握した上で事業内容を計画するために、対象者家庭を訪問しヒアリングを行った。併せて、相談支援事業における保健所に求められる役割について検討したため報告する。

2 実施内容



令和4年度の本庄保健所管内の小児慢性特定疾病受給者数は図1のとおりである。

なお、その他の疾患は、受給者数が少ない慢性呼吸器疾患・膠原病・先天性代謝異常・免疫疾患・染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群・骨系統疾患・脈管系疾患の合計受給者数を指す。

今年度の長期療養児教室は、管内で最も受給者数が多い心疾患を対象に、就学をテーマとした。訪問にあたり、健診等で保健所よりも関わる機会が多いと考えられる市町母子保健担当保健師に同行を依頼した。

図1 令和4年度本庄保健所小児慢性特定疾病の受給者数

- (1) 対象：小児慢性特定疾病（慢性心疾患群）の受給者のうち、年中～中学3年生までの児童及び保護者
※新規・継続申請時のアンケート「療養生活のおたずね」にて講演会の案内要否の希望が「要」の者
- (2) 方法：対象保護者へ連絡し訪問を打診。了承いただいた方の居住する市町母子保健担当保健師と同行訪問した。
- (3) 内容：疾患の状況、受診状況、就学・就園先での状況、就学について、相談先、困りごと、市町からの情報提供、長期療養児教室についての意見等

3 実施結果

(1) ヒアリングを通して

対象者6人のうち、3人の訪問を実施することができた（表1）。同じ立場の保護者が情報共有できる場を求める声が聞かれた一方で、同じ心疾患でも重症度に差がある場合には情報

共有が難しく参加が躊躇されるといった意見もあった。また、開催形式については、直接顔を合わせて交流することを希望する回答があった。

表1 長期療養児教室に関するヒアリング結果

	対象者	長期療養児教室について
①	未就学児	・医療機器使用している子や重い状態の子向けの話がメインなことが多いイメージがある。そこに本人のような軽い症状の子が行くのは躊躇われる。また、保護者同士も重い状態の子の親の中でグループができていると感じる。そこに入っても共感できないし、本当に本人のためになる情報があるとも思えない。
②	未就学児	・家族会のような集まりは興味があり、できれば参加したい。同じ地域に同じような病気の子がいるならぜひ話したいと思う。 ・ZOOMでも来所でもどちらでも参加できるが、来所される方がいるなら直接話してみたい。
③	小学生	・同じ疾患の子の受診先等が情報として知れると良い。 ・YouTubeでアーカイブ配信をしてくれるといつでも見られるのでありがたい。

(2)長期療養児教室の内容ヒアリング結果を踏まえ、長期療養児教室の内容を以下のように計画した。

- ・内容は講師による講演と保護者間での情報共有の二部構成とする。
- ・開催形式は来所のみと

し、後日講演部分のみ YouTube に限定公開する。

- ・それぞれの重症度に応じた講演内容になるよう講師へ依頼。
- ・参加申込には埼玉県電子申請・届出サービスを使用し、スマートフォンで24時間いつでも申請可能な環境とする。
- ・管内市町母子保健担当保健師にも参加を呼びかけ、支援者目線の意見も聴くことができる場とする。

4 評価・効果的な事業展開に向けて

長期療養児教室は11月7日に開催した。当初、ヒアリングを行った保護者1名の参加申込があったが、当日は急遽欠席となり支援者向けの研修会という形で開催した。かねてより長期療養児教室の参加者は少ない傾向にあったが、実際には同じ疾患の子を持つ親同士の交流の場を望んでいる保護者がいるということが今回のヒアリングを通して判明した。今後、改めて日程や開催形式など保護者がより参加しやすい形での開催を検討していくことが課題となる。

『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」¹⁾によると、地域共生社会の実現を目指すための改革の一つとして、障害者、子育て世代、ひとり親家庭、医療的ケアが必要な子ども、がんや難病などの慢性疾患をお持ちの方など生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉、教育等にまたがり、また、地域住民による支え合いと連動した、包括的支援体制の構築に向けた取組を推進する、とされている。保健所は、市町村単位ではケースが少なくコミュニティ育成が難しい小児慢性特定疾病受給者に対して、より広域的な範囲で繋がることのできる機会を提供し、新たなコミュニティ育成を促す役割を担っていると言える。また、多分野にまたがって支援を必要とする患者及び家族を地域でそれぞれの役割から専門的に支援していくために、市町を始めとした関係機関との連携、連携を強化するための支援者研修会をより充実したものになるよう企画する必要があると考えた。

参考資料

1) 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部:「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程). 2017, p8

小児慢性特定疾病児等の支援における保健所保健師の役割について

埼玉県草加保健所

○岩上昌代 二瓶琳雅 田中優 十文字万里子
渡邊結実 山川律子 鈴木径子 長棟美幸

1 目的

当所では小児慢性特定疾病児の個別支援と併行して、医療費助成制度の継続申請時にアンケート（以下、「おたずね」とする）を実施し、小児慢性特定疾病児や家族等のニーズと今後の支援について検討している。令和4年度のおたずねを分析した結果、「困りごとに対する情報提供」「親同士が交流できる機会」が求められていることが明らかとなった。

それらのニーズを充足するために、今年度は、個別支援を更に強化し、真のニーズを明確にした上で集団アプローチに繋ぐ保健活動を展開した。一連の保健活動を通して保健所保健師の役割について検討したので報告する。

2 おたずねの概要

(1) 回収率

令和4年度 85.7%（330件回収/385件送付）、令和5年度 85.7%（329件回収/384件送付）

(2) 集計結果

『困りごとはあるか』という設問に対しては、令和4年度 45.8%、令和5年度 48.8%が「ある」と回答した。「困りごと」の内訳は、「発育・発達」「病気・病状」「就園・就学」「経済的なこと」についての割合が高かった（図1）。

『療養生活を行う上でどのような機会があるとよいか』という設問に対しては「親同士が交流できる機会」と回答した者が一番多かった（図2）。なお、「成人診療科に関する情報提供」については、令和5年度から追加した。

いずれも令和4年度と令和5年度において同様の結果が得られた。

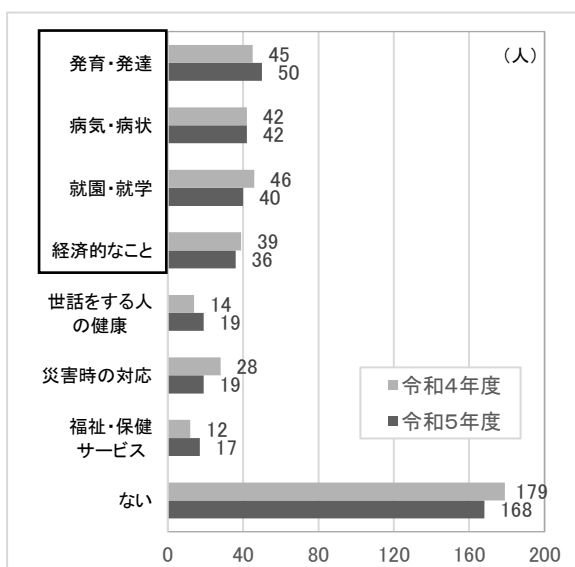


図1 困りごとはあるか（複数回答）

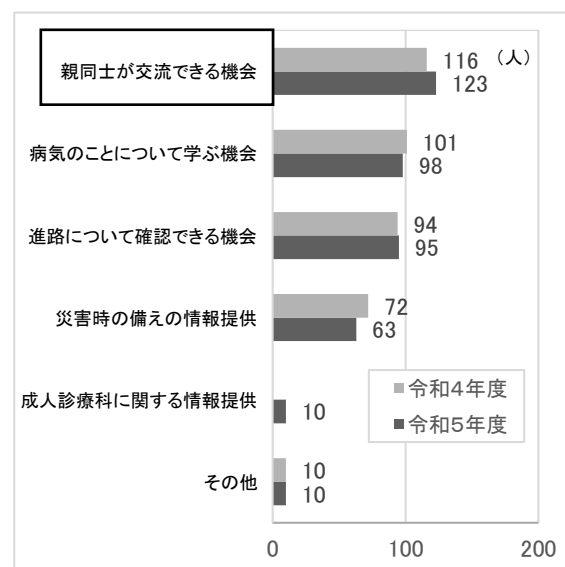


図2 療養生活を行う上でどのような機会があるとよいか（複数回答）

3 実施内容・結果

(1) 個別支援の強化

医療的ケア児やおたずねで「保健所に相談希望あり」の方を中心に個別連絡（訪問・面接・電話連絡）を実施し、療養状況や困りごとについて直接確認した。個別支援を実施していく中で、管内A市在住の小児慢性特定疾病児の家族から「同じ疾患を持つ同じ市に住む同級生と交流を持ちたい」というニーズを把握し、集団アプローチへ繋げることにした。

(2) 集団アプローチ

個別支援から得られた小児慢性特定疾病児の家族のニーズを基に、令和5年10月18日、管内A市と協働して長期療養児教室「慢性疾患児と家族の交流会」を開催した。参加者は、対象児3名、児の家族3名の合計6名。内容については、安全対策についてのミニ講話（保健所実施）、身体計測（市実施）を行い、後半はフリートークの時間を設け交流を深めた。

交流会開催1週間後、1ヶ月後に参加者への連絡を行い感想や要望等を聴取した。また、管内A市とも振り返りの場を設け、今後の課題について共有を図った（表1）。

表1 交流会の振り返りの結果

	交流会の振り返り
参加者	<ul style="list-style-type: none">▶ 今後の発達や病状等、将来のことも不安なので先輩から話を聞いてみたい。また、同じ疾患を持つ仲間が身近におらず孤独を感じていたため、自分が先輩となって経験を伝えたい。▶ 就園、就学、就労等、成人期移行に向けた情報が少ないので提供してもらえるとありがたい。▶ SNS等で遠くの地域の人とも交流を持てるが、同じ地域の人と直接繋がれてよかった。▶ 自分たちだけで交流会を開催するのはまだ難しいように思うが、交流会は、今後も継続して開催してもらえると、参加者も増え、多くの情報が得られるのでありがたい。
管内A市	<ul style="list-style-type: none">▶ 市としても今回の対象者に対して交流の場を設定する必要性を感じていたが、どのように開催すればよいか考えていたところに保健所と協働で実施できたのでよかった。▶ 市独自で事業化するには、保健師のマンパワーやノウハウの不足等により難しいが、今回のように保健所と合同で開催するという方法であれば今後も継続可能であると思われる。▶ 個別支援からニーズを把握し集団支援に繋げていくという一連のプロセスを経験したことがない職員もいるため学びの場となった。▶ 今回の対象者以外にも多胎児等ハイリスク児や家族へのアプローチについても必要性を感じているため、今後検討していきたい。

4 効果的な事業展開に向けて

同じ疾患を持つ仲間が少ないことやコロナ禍で人間関係が希薄化したこともあり、小児慢性特定疾病児の家族は孤独を感じやすく、身近な地域での交流を望んでいることが今回明らかとなった。そのようなニーズを充足するために、地域での人と人との繋がりのきっかけづくりや新たな社会資源を創り出していくことが保健所保健師の役割ではないかと考える。

また、母子保健法第一章第八条において、都道府県は事業の実施に関し、市町村に対する術的援助を行う旨が示されている。管内市と事業を展開していくことは、技術支援を行うことのみならず、保健所と市の保健師が、それぞれの特性を活かし、共に学び合い、育ち合うことを促進すると思われる。

今後も引き続き、個別支援により把握した課題の解決に向け、地域の社会資源を最大限に活用しながら、新たな資源を創造し、小児慢性特定疾病児が成人へと移行していくそれぞれの段階で、切れ目のない支援を行っていきけるよう保健活動を展開していきたい。

ふれあい親子支援事業（個別心理相談）の現状と今後の保健所としての役割

秩父保健所 ○入江有紀 町田紀恵 井上治美
島田道太 柳澤大輔

1 経緯

秩父保健所では平成18年10月より、育児不安や虐待のリスクを抱える家族を対象に「ふれあい親子支援事業」を実施し、地域における虐待予防の推進を図ってきた。当初は、グループミーティングを中心に実施していたが、平成28年度以降は対象者が集まらず個別心理相談中心の事業となっている。今回、過去3年間の個別心理相談利用者の状況を分析し、母子保健施策における保健所の役割を考察したので報告する。

2 事業概要

- (1) 目的
 - ・育児不安や虐待のリスクを抱える家族に対し、個別心理相談を行い、適切な養育の動機付け及び心理的安定を図ることにより家族関係の修復を図る。
 - ・管内市町担当者等の児童虐待予防スキルの向上を図る。
- (2) 対象
 - ・秩父保健所管内に居住している育児不安、虐待のリスクがある家族のうち本事業が適当と認められるケース
 - ・管内市町担当者等関係機関職員
- (3) 内容
 - ・臨床心理士による個別相談（月2回、1回2ケースに対応）
- (4) その他
 - ・本事業の一環として市町等関係職員向けの研修会及び事例検討会を開催。

3 実施内容

令和2～4年度までの3年間に個別心理相談を利用したケースの相談記録から、相談内容、抱える背景（生育歴、精神疾患の有無、パートナーとの関係性など）、市町担当者が本事業に期待することを分析した。

4 結果

(1) 相談実績

令和2年度から4年度までの相談人数は表1のとおり。過去3年間に於ける相談実人数は17人、延人数は66人であった。3年間の実人員17人の内、10人は複数回相談を利用している。また、市町担当者からの間接的な相談は、2人であった。

表1 過去3年間の実績

	実人数	延人数
令和2年度	9人	24人
令和3年度	9人	21人
令和4年度	8人	21人
過去3年間	17人	66人

(2) 相談内容

相談内容については、「母親自身の精神面について」悩んでいる相談者が最も多く、その他にも「子の関わり方について」「配偶者・パートナー等家族との関係について」、「子育てにおいて何もできていない自責の念」等であり、複数の悩みを抱えている相談者が多かった（表2）。

表 2 相談内容について

相談内容 (複数回答)			
母親自身の精神面について	子の関わり方について	配偶者、パートナー等家族との関係について	子育てにおいて何もできていない自責の念
13人	11人	7人	2人

(3) 抱えている背景

相談者の58%が「摂食障害」「複雑性PTSD」「適応障害」「うつ」など精神疾患の既往歴があり(図1)、52%が「実父から暴力」「施設入所歴あり」「両親が離婚」「我慢の多い幼少期」など生育歴に課題を抱えていて、原家族との関係性に問題があった(図2)。子どもにASD、ADHDの診断がされているケースも2ケースあり、子の特性から育てにくさを感じている相談者もいた。また、抱えている問題は一つではなく複数の課題を抱えているケースがほとんどであった。

(4) 市町担当者が本事業に期待すること

市町の担当者からは、「母の気持ちを整理する場」「心理面をフォローしてほしい」というニーズがあり、個別心理相談へケースを紹介していることがわかった。特に、市町の担当者から間接的に相談が持ち込まれるケースは、心理面でのフォローが必要と担当者が考えているが、相談者は医療機関への受診や相談などの必要性を感じておらず、市町の担当者が支援に行き詰まり感を感じているケースであった。

5 考察

本事業の利用者は、複数の困難な課題を抱えているケースがほとんどであり、個別支援にあたって市町の担当保健師が苦慮しながら対応している状況が浮かび上がった。ケースの抱えている課題や状況は、虐待のハイリスク要因と考えられ、中にはすでに要保護児童対策協議会の取り扱いケースとなっている家庭もあった。こういったケースは、単一機関での対応には限界があり、関係機関と連携しながらチームで関わる必要があると考える。本事業は、相談者が地域で孤立することなく、自身の抱える課題に向き合い自己効力感を持つことができるよう直接的に支援するとともに、市町の担当者が多角的にケースをとらえ、個別支援のスキルを磨き、支援者自身の困難感を共有しエンパワーできる場にもなっていると思われる。

令和6年度の児童福祉法の改正により、市町村は全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する子ども家庭センターの設置が求められ、今まで以上に虐待予防における役割は大きくなり、個別支援のスキルアップやその体制整備が期待されている。保健所は、地域格差が生じないように、市町の母子保健の現状を把握し、市町と共に課題を考えながら、引き続き母子保健事業に取り組んでいきたい。

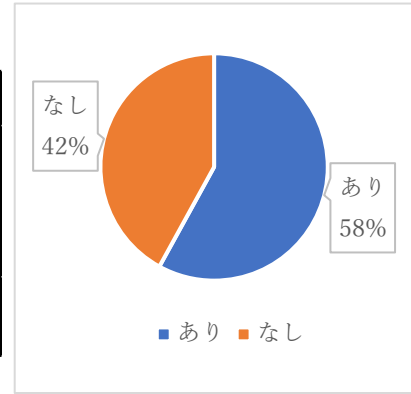


図1 精神疾患の既往歴有無

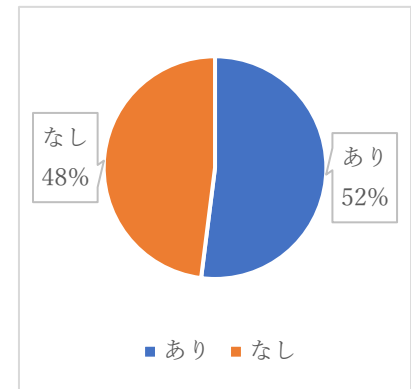


図2 生育歴の課題有無

さいたま市における3歳児健康診査眼科屈折検査について ～視覚検査の見直しから検査の導入まで～

さいたま市保健所 地域保健支援課

○齊野敬子 小堀真紀子 寺久保富子 清水雅子

1 経緯

令和元年12月1日に施行された成育基本法の基本的施策の中で、乳幼児期における保健施策として「乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備を図ること」と示された。また、令和元年頃より、市民から「3歳児健康診査（以下「3歳児健診」とする。）で弱視が発見されず、就学時健康診査で指摘を受けた後に治療開始となった。」等、検査実施の要望が複数寄せられたこともあり、導入に向けて令和3年度から検討を開始した。本市の乳幼児健康診査が個別健康診査方式で、前例も少なく、様々な課題があったため、眼科屈折検査導入に当たっては、市内4医師会の御協力を得て検討会を立ち上げた。そこで、3歳児健診の個別医療機関実施における、視覚検査の見直しから眼科屈折検査の導入までの取り組みを報告する。

2 実施内容

(1) 検討会

令和3年度、さいたま市4医師会（浦和医師会、大宮医師会、さいたま市与野医師会、岩槻医師会）から推薦いただいた小児科医1名、眼科医1名、計8名の医師や代表区保健センター保健師等で構成する検討会を立ち上げ、視覚検査の見直しを行った（表1）。

表1 開催実績

回数	日時	検討内容
第1回	令和3年 10月14日	・3歳児健診の見直しに至る経緯と現状について報告し、屈折検査を取り入れた3歳児健康診査の実施方法について、個別健診、集団検査の方法を検討。
第2回	令和4年 1月13日	・個別医療機関で実施し、移行期間を設け集団検査も行う実施方法や、個別医療機関実施の場合の委託料の見直しの検討。
第3回	令和4年 4月21日	・3歳児健診の視覚検査に関する体制整備、委託料、実施方法、眼科屈折検査集団検査内容、使用様式の検討。
第4回	令和4年 8月1日	・3歳児健診実施医療機関への「眼科屈折検査に関する実態及び意向確認調査」について、令和4年度集団検査試行事業、使用様式の検討。
第5回	令和4年 10月13日	・医療機関への眼科屈折検査に係る説明会、「眼科屈折検査に関する実態及び意向確認調査」について、様式等の検討。
第6回	令和5年 1月19日	・「眼科屈折検査に関する実態及び意向確認調査」結果報告、試行事業1回目実施結果報告、令和5年度様式・マニュアルの検討、事務説明会内容の報告。

(2) 試行事業

令和4年度試行事業を11月、1月、3月の3回（各回14時から16時）、保健所を会場に実施。1回定員は50名とした。対象者は、令和4年度3歳児健診を受診した4歳3か月未満の児で、眼科で要精密検査となっていない、または眼科屈折検査をオプションとして実施していない児とした。

(3) 研修・事務説明会等

・埼玉県立小児医療センター眼科医師の協力の下、令和4年12月8日から令和5年1月31日までの期間で、さいたま市乳幼児健康診査研修会「3歳児健康診査に眼科屈折検査を導入する意義について」をWEB動画限定配信し、3歳児健診実施医療機関及び精密健康診査実施医療機関に向け啓発を行った。

・4医師会了承の下、令和5年3月20日から5月31日まで、3歳児健診の健診票、手順、マニュアル等の変更点をまとめた健診事務説明会をWEB動画限定配信し、周知に努めた。また実施医療機関掲示用の眼科屈折検査の実施に関するポスターを作成し、配布した。

3 試行事業の実施結果、「眼科屈折検査に関する実態及び意向確認調査」結果及び検討会を経て決定した検査の実施方法

(1) 試行事業

令和4年度中に3回実施し、市広報誌や、ホームページの掲載、各区役所保健センターでのチラシ配架のほか、会場となる保健所周辺の幼稚園・保育園20園にチラシを配布し、周知を行った。試行事業3回の参加者合計は56名（全定員の37%の参加）、会場近隣の区に居住の者の参加が多かった。要精検者は5名、精検率は10.0%だった。

(2) 眼科屈折検査に関する意向調査結果

眼科屈折検査を導入している医療機関数は、令和3年度当初調査130医療機関中25医療機関で、保有率は19.2%だったが、令和4年11月調査時点では、131医療機関中36医療機関となり、保有率は34.0%となった。

(3) 令和5年度3歳児健診における眼科屈折検査の実施方法について

- ①眼科屈折検査機器を保有する医療機関：眼科屈折検査項目を含め同日に3歳児健診を実施。
- ②眼科屈折検査機器を保有しない医療機関：3歳児健診は行うが眼科屈折検査のみ集団検査を案内。集団検査は市直営で実施。

4 評価・効果的な事業展開に向けて

さいたま市4医師会及び検討会の委員、各乳幼児健康診査実施医療機関の御協力が得られたことにより、医療機関における眼科屈折検査機器の保有率が上昇した（令和4年11月時点）。検討会での検討の結果、令和5年度の3歳児健診は個別医療機関と集団検査のハイブリット方式で実施することとなった。試行事業での集団検査会場は、保健所1か所のみだったが、眼科屈折検査機器の保有状況を鑑みて、令和5年度からの集団検査会場を市内4か所に設定し実施することとした。事業を開始した現在も検討会において頂いた助言を参考にしながら、少しずつ改善を重ねながら実施中である。今後は、個別医療機関での実施状況や精検結果、弱視等疾患の発見率、集団検査結果の分析等を進め、より良い3歳児健康診査の実施に繋げていきたい。